

**4月1日から市へ県の事務・権限が移譲されます**

**【建築確認などに関する事務】**

市は4月1日から建築基準法第4条に基づく「特定行政庁」となります。これにより、県（大田原土木事務所）が行っている建築確認などの事務を市で行うこととなります。

**《特定行政庁とは》**

建築主事を置く市町村の長のことです。

建築主事とは建築確認の事務を行う者で、人口25万人以上の市には必ず置かなければなりません。25万人未満の市町村でも知事の同意を得て建築主事を置くことができ、今回その同意を得て特定行政庁となります。

**《特定行政庁になると》**

現在、県が建築物の確認・検査および違反建築物の指導やパトロールなどを行っています。これからは市で行うこととなります。

これにより、次のような行政サービスの向上が期待でき、安全で安心なまちづくりを生かすことができるようになります。

- 建築確認が市の事務となることで、関連部署との協議・調整に要する時間が短縮され、事務処理を迅速に行うことができます。
- 建築主事を置くことで建築に関する

る相談について、法律に基づく明確な応答ができます。

- 市内における建築動向を把握することができ、土地利用計画や都市計画に反映することができ、

- 建築行政が身近になり、住民の意向が反映しやすくなり、自主的なまちづくりができます。

- 消防・防災部局との連携により、防災に関する情報の交換や共有が進み、防災指導を強化することができます。

- きめ細かな違反建築物のパトロールを行うことにより、的確に違反建築物を防止することができます。

**●特定行政庁が行う主な事務**

市では、「建築基準法」に基づくすべての事務のほか次の法律による事務なども行います。

- 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（耐震改修促進法）
- 「高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー法）
- 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（建設リサイクル法）
- 「エネルギーの使用の合理化に関する法律」（省エネ法）
- 「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」
- 「栃木県ひとにやさしいまちづく

り条例」

**●建築主の皆さんへ**

建物は、さまざまな法律の規制を受けて建てられています。その基本となっているものが建築基準法です。

この法律は、私たちの生命・健康・財産を守るため、地震や火災などに対する安全性や、快適な環境を確保するために最低限の決まりを定めたものです。

今回、基本的な手続の流れについてご紹介します。計画する建物ごとに条件が変わりますので、細かい手続などについては、建築士事務所や建築会社などにご相談ください。

**○建築確認の流れ**

**①建築確認申請**

建物の新築や増改築を行う場合、工事を始める前に建築確認申請書を提出し、建築の計画が法律の規定に適合しているかどうかの審査を受けます。

**②確認済み証の交付**

建築計画が法律の規定に適合していれば、確認済み証が交付されます。※確認済み証の交付を受けなければ、工事を始めることができません。

**③工事着手**

※着手後、中間検査が必要な場合があります。

**④工事完了**

※工事が完了したときは、4日以内に完了検査の申請を行わなければなりません。

**⑤完了検査申請**

※建築主事などは、申請を受けてから7日以内に検査を行います。

**⑥完了検査済証の交付**

検査に合格した場合は、完了検査済証が交付されます。

※原則として、完了検査済証の交付を受けなければ建物を使用することができません。

**⑦建物の使用開始**

**■問い合わせ**

建築住宅課建築指導係  
TEL (23) 8724

**【開発行為の許可に関する事務】**

これまで県が行っていた開発行為（土地の造成等）の許可などに関する事務は、4月1日から市が行うこととなります。

許可申請が必要な開発行為の面積および手数料の額は、県で事務を行っていたときと同様です。

・開発登録簿は都市計画課で閲覧できるようになります。

**■問い合わせ**

都市計画課都市施設係  
TEL (23) 8711